

## 令和5年度第4回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会

日時 令和6年3月22日（金）

14:00～15:00

場所 新町キューブ 3階会議室

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第4回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会を開会いたします。私は本日の司会を務めます高齢福祉保険課 課長代理の角田でございます。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、関口高齢福祉保険課長からご挨拶を申し上げます。

（関口課長）

令和5年度第4回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会の開催にあたり、一言挨拶申し上げます。

委員の皆様には、年度末のお忙しい時期に御出席いただき、誠にありがとうございます。さて、本日の協議会でございますが、第3回の協議会において、すこやか自立プランの素案という形でご議論をいただいておりますので、そこでいただいたご意見ですとか、あるいはパブリックコメントを経ましたので、そのご意見ですとかを踏まえて修正した素案から素が取れて案について、今、資料1-1としてご用意しております。このすこやか自立プラン2024の案についてご審議いただくというのがメインの1つ目の議題でございます。

また2つ目に、令和6年度、来年度の地域医療介護総合確保基金の事業についてもご報告を申し上げます。

この基金の事業と申しますのは、毎年度、さまざまな団体様あるいは市町村から、こういう介護人材の確保あるいは質の向上などのために、こういう事業をやりたいんだけどというご提案という形でいただいて、その中から県が採択させていただいたものに補助をいただいているというものでございます。

例年は、これを採択したよというだけの結果をお示ししていたかと思うんですけども。より説明責任という観点もあるかなと思ったので、今年度は採択したものとその理由、そして不採択としたものとその理由というのを合わせてフルセットでお示ししてございますので、お気づきの点などあればご意見を賜ればと思います。

また県の来年度予算における重点事業として、つまり来年度の予算で、この我々の課が重点的に取り組んでいくとして、予算を重点的に充てているものというのについてもご報告をさせていただくところとしております。この関連予算は、本日ちょうど県議会において議決されたところでありますので、併せてほやほやのご報告ということでお聞きいただけ

ればと思っております。

本日、1時間という短い時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜れますように、よろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に本日の出席等の状況でございます。

県老人クラブ連合会の齋藤委員、県老人福祉協会の棟方委員、県作業療法士会平川委員、県歯科医師会の村上委員、県指針保健福祉協会の田中委員、県国民健康保険団体連合会の菊池委員、・県市長会の小鹿委員、県町村会の原子委員におかれましては、所用により欠席されております。また介護福祉士会の山内委員におかれましては、都合により急遽欠席となりました。

これからの進行は設置要綱第4の第2項の規定に基づきまして、下田会長にお願いいたします。

(下田会長)

それではさっそくですが議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題(1)でございます。「あおり高齢者すこやか自立プラン2024」(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

介護保険グループの吉田と申します。座って説明させていただきます。

私から、資料1「あおり高齢者すこやか自立プラン2024」(案)について、12月に開催いたしました第3回協議会に諮った素案からの変更点を説明させていただきます。資料1-1の赤字、赤枠部分が第3回協議会に提出した素案から修正追記した箇所です。

資料1-2の1ページをご覧ください。前回協議会からの修正項目を要因別に大きく3つに分けて記載しております。まずは大きい1つ目、12月の協議会におきまして委員の皆様からいただきました意見を反映し、11項目について修正追記しております。時間の都合もありますので、主に新たに記載追加した部分を説明させていただきます。

1のNo.2について、達成目標を%で数値化している区分について、母数が何になるのか分からないというご意見があり、該当部分に母数を記載しました。

次にNo.4について、現行のプラン2021に記載されているまちかどセルフチェック事業について、薬剤師のモチベーションにもなるので、引き続き記載した方がいいのではないかとのご意見をいただき、記載を追加しました。

No.6は、県内でも家族を介護していることで悩んでいる子どもたちがいるので、ヤングケアラーについて記載したらどうかというご意見をいただき、記載を追加しました。

No.8は、特定事業加算の要件見直しなどの記載だと分かりにくいというご意見をいただき、見直し後の要件に関する記載を追加しました。

No.10は、噛む力に関する記載を入れたらどうかというご意見をいただき、オーラルフレイルや噛む機能に関する記載を追加しました。

次に資料1-2の2ページをご覧ください。大きい2つ目は12月の第3回協議会後に協議会を欠席された委員や庁内関係課からの意見を反映して修正したものです。

No.2は、県ボランティアセンターが主催の研修は、広く地域住民・関係機関・団体等を対象としており、対象を高齢者に限定していないとのご意見をいただき、県ボランティアセンターに関する記載を削除しました。

No.4は、資料1-1の計画本体の94ページの生産性とは何かの図に関して、介護現場の生産性向上が県民が安心するサービスや利用者が満足感を得られる介護につなげる必要がある。介護に携わる方々が誇りや夢や希望を持って推進することが伝わるような表現を入れたらどうかというご意見があり、94ページの図を書き替えしました。

No.5は、ケアプラン点検にあたっては、作成されたケアプランの落ち度を指摘することではなく、参画する方々が力を出し合いプランを最適化できること、今後に生きる・・・となるような記載としたらどうかとのご意見をいただき、介護給付の適正化の部分にケアプラン点検に関する記載を追加しました。

No.1と3は庁内関係課からの意見を反映したものです。

大きい3つ目はその他の修正追加箇所です。上から1つ目と3つ目は、12月下旬に国が最新のデータを公表したことに対応して数値を更新しました。

上から2つ目、看護人材需給推計については、厚生労働省から提示されたツールにより算出した需給推計データを記載しました。なお、この推計につきましては、別途資料をお配りしており、後ほど別途説明をさせていただきます。

上から4つ目、訪問介護・通所介護といった各種介護サービスの見込量について、各市町村の介護保険事業計画の見込量を積み上げた数値を記載しました。

大きい4つ目はパブリックコメントの結果です。2月7日から3月7日までの30日間パブリックコメントを実施し、一般の方を対象に計画案に対する意見募集を行いました。結果は、県内在住の2名の方から4つのご意見等をいただきました。計画案の修正を求めるような意見はなく、No.1については記述済み。No.2と4については、いただいた意見を参考に計画実施段階に応じて検討。No.3については後日質問に対する回答を、県のホームページに掲載する予定です。

議題(1)に関する説明は以上です。

(事務局)

すみません。ちょっと(1)に関して補足の説明でございます。追加資料の関連なんですけれども、さっき今説明していた吉田から話がありました。まず資料1—1のプランの案の89ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

89ページのまん中ぐらいに表3—36—1といたしまして、本県の介護人材の需給推計を載せておりますというのを先ほど吉田からもご報告したとおりでございます。

これ、国との間でバタバタで作業をさせられていて、ここの今案のプラン本体に載っているのがまだ仮の数字でございました。それからちょうど昨日・今日辺りで作業が進展しまして、国や市町村から新たな数字を基に、確定値として作ったのがこの追加資料の1枚目、看護人材需給推計というグラフ、赤と青のグラフでございます。

大きく別に変わるものではないですが、ちょこちょこ数字が変わっているのは見て取っていただけるかなと思います。この赤と青の追加資料のグラフがここに差し変わって3—36—1になるというふうにご理解いただければと思っております。

加えて、このプランの下の段に、介護現場の生産性向上や離職防止に取り組んだ場合の推計値のグラフを追加予定と記載しております。

この推計値のグラフとして意図しているのが、この追加資料としてお配りしたものの2枚目でございます。介護人材需給推計(需要と供給が改善した場合)というグラフを載せております。

この元々の1枚目の推計と申しますのは、完全に全て需要や供給に関する現状が継続する、2050まで載せているので、今後30年ぐらい状況が変わらないという前提で推計したものでありますので、ある意味何も誰も頑張らないという、おおよそあり得ない前提でやっている数字ではあります。じゃあ頑張るとどうなんだろうというのを推計したというのが、この需要と供給が改善した場合という推計でございます。

何をやっているかと申しますと、需要に関する指標ですとか、あるいは人材の供給に関する指標、いろいろ仮定をおいて計算していて、元の数字だと青森県の現状を全部仮定にしているわけですが。これをそれぞれ各県それぞれ数字がありますので、現時点での全国トップの県の数字を採用するとうなるとうなるというのがこの数字です。

従って、何か夢物語の推計をしているのではなくて、全国のどこかの県で実現している最善の値を仮に青森県に持ってくるとこういう推計になるというのが、この需要と供給が改善した場合という数字でございます。

もちろんその上でまだ時間が経っていくと、例えば2040年には3,500人近く足りなかつたりするので。だから頑張らなくていいとかそういう趣旨では全くないんですけども。例えば生産性の向上によって需要がもうちょっと少なくて済むと、これだけ改善する余地が現時点であり得るんじゃないとか。あるいは供給についても離職率、青森県結構離職率全国でもいい方なので、供給についての改善の余地が大分比べてみても少ないと思うのですが、それでもまだもう少し改善するともう少し人材供給が増え得るんじゃないの

かなというところを示唆するデータになっているかなと思います。

その上でまだ足りない分というのは魅力発信でまたさらに新たな人材を引き入れるとか、あるいはそもそも、これ人口が今のままずっと減っていくような推計ですので、別途やっている少子化対策あるいは若者定着対策なんかが功を奏すれば、そもそもの人口がぐん増えていきますので、供給が増えるという余地もあるかと思えます。そういったより総合的な努力でこの残りの分を埋めていくということを目指しているのではないかなと思っております。

元の数字だけだと、とにかく悲観的に、とにかく足りない、足りない、どうしようもないみたいなふうな未来しか見えないので、頑張ればこれだけいけるんだよというところを何とかお示しできないかなというので、ちょっと今回挑戦的に推計を追加してみました。

この場でも意見を踏まえてではありますが、すこやかプランにもこういうのを載せていきたいというので、今回追加資料としてお示したものでございました。

合わせて説明の追加以上であります。

(下田会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ただ今の説明でございますが、委員の皆様ご質問ご意見があったらお願いいたします。

何かございませんか。ないようですので、とりあえず議題1については一応これで終わりますが、後でまた何かあったらご質問なりご意見をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして本日の議題の(2)です。令和6年度地域医療介護総合確保基(介護分)に係る県の計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青森県庁 高齢福祉保険課 福嶋と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

私の方からは令和6年度地域医療介護総合確保基金(介護分)に係る県計画案についてご説明いたします。まず資料2-1をご覧ください。

県では、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療介護総合確保基金を設置しております。うち介護分については平成27年度から毎年度この基金事業計画を策定し、医療と介護の総合的な確保を図るための事業を実施しているところです。

資料1の概要の左側の近くにありますが基金対象事業のうち下線が引いてあるもの、ウの介護施設等の整備に関する事業等、オの介護従事者の確保に関する事業の計画策定にあたり、本日、関係団体の皆様からご意見をいただきたいと存じております。

まず令和6年度計画の概要についてご説明します。先に資料2-2をご覧ください。こちらの方が令和6年度の県計画事業です。黄色い塗りつぶしが新規事業となっております。

資料2-2の左側の方をご覧ください。左側、本県の課題としましては、急激な高齢化、施設整備の必要性、介護人材の不足がみられます。限られた資源を有効に活用し必要なサー

ビスを確保していくため、医療介護サービスの提供体制の改革が急務となっています。

資料右側の上段にありますのが介護施設等の整備になります。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を推進するため、地域密着型サービス施設等の整備、介護施設の開設準備の支援、介護施設における感染拡大防止を行うこととし、8地域を合わせて約26億7千万円余りを計画しております。

その下、下段にありますのが介護従事者の確保になります。参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上、基盤整備の4つの取組の視点から介護人材確保の取組を行うものです。具体的には参入促進のための事業が10件、労働環境・処遇改善のための事業が9件、資質の向上のための事業が20件、基盤整備のための事業が1件で、合わせて約5億6千万円あまりの事業を計画しております。

ここで資料2-1に戻っていただきまして、1枚めくっていただいて2ページの方をご覧ください。こちら2ページの一番上3、令和6年度計画案（介護分）についてですが、基本的な考え方としましては、①の介護施設等の整備に関する事業については、2025年における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村の第9期介護保険事業計画で必要とされた介護施設の整備等を県計画に位置付けるというものです。

続きまして②の介護事業者の確保に関する事業につきましては、介護サービス事業所認証評価制度を人材確保策、定着に向けた中核的な取組として運用し、合わせてその他の人材確保に資すると考えられる事業も広く県計画に位置付けるというものです。

1枚めくっていただきまして次のページ、一番上の（2）計画策定手順ですが、前のページの①の事業提案の募集につきましては、昨年9月に市町村・関係機関・団体からの事業提案を募集しまして、ご提案いただいた事業について、前のページの（1）の基本的な考え方、これに基づき取り組む必要があると認められたものについて計画に反映させたものです。提案の反映状況につきましては、後ほど資料2-4でご説明いたします。

続きまして、②について、あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会、こちら本協議会のこととなりますが、こちらで皆様からのご意見をいただいたうえで、次の③の国のヒアリングというような手順で進めてまいります。

計画につきましては、達成状況の事後評価を行うということとされておりました、令和6年度計画においてもアウトカム・アウトプットの指標の記載を求められているところです。

最後に5番の今後のスケジュールとしましては、記載の通り5月に国ヒアリング、その後内示がありまして県計画案の国への提出、交付申請、交付決定という流れになります。ただ今後、国から示される基金の配分額によりまして、各事業費の事業費等を調整することもありますので、ここで申し添えます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。A3の横長の資料になりますけれども、こちらの方が介護分の事業一覧となっております。ここでは主な新規事業についてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして2枚目の方になります。番号は9番、外国人介護人材定着支

援事業。こちらの事業では外国人介護人材を受け入れる施設に対し、コミュニケーションを促進する取組や、生活支援に要する経費の補助を実施します。

続きまして同じページの14番、介護テクノロジー導入支援費では、介護ロボットやICTの導入支援にかかる取組を、既存のものを再構築しまして、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者が、テクノロジーを導入する際の費用を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進します。

1枚めくっていただきまして3枚目をお願いします。番号22番、介護施設等における防災リーダー養成事業では、防災知識の習得を目的とした研修や、介護施設等からの防災相談に対する巡回訪問を実施します。

新規事業の方については以上になります。

続いて資料2-4をご覧ください。こちらの方が今回追加しました資料で、令和6年度計画に係る策定にあたりいただいた事業提案にかかる採択状況になります。

現在の計画策定にあたりましては合計22件の事業提案をいただきました。皆様におかれましては本当にありがとうございました。

このうち採択・一部採択及び修正または条件付採択としたものが16件、不採択のものが6件となっております。不採択とさせていただいた原因につきましては、例えば事業効果が限定的と考えるものですか、取組内容が既存の事業と重複するというものについて不採択となっております。個別の理由については、ここでは説明は省略いたしますが、後ほどご覧いただければと思います。

これらの採択状況につきましては、本日、こちらの協議会でご意見の方もいただきまして、それを踏まえた上で本日事業提案をいただいた団体宛てにお知らせするという事としております。

私からの説明は以上になります。

(下田会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明、資料2-1、2-3についての説明でございますけれども、ご質問があったらよろしく願いいたします。

新しい事業等があるようですけれども、何か。どうぞお願いします。

(米田委員)

理学療法士会の米田でございます。

今回、事業の中で災害リハのところ、新しい事業として採択をいただいたようで、実際に今回提案して、1月に震災があつて、かなり実際に動ける人材というのが青森県でもなかなか育成されていない現状にこれまでありましたので、この研修を通してしっかり動ける、実際のシミュレーションをリハ具を使ってやる研修になると思うんですけれども、しっかり

人材育成してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

(下田会長)

事務局、何か。

(事務局)

今回、事業提案をいただきまして、どうもありがとうございました。令和6年度からこちらの事業の方を県でも取り組ませていただきますので、引き続きご協力の方をよろしくお願ひします。

(下田会長)

ありがとうございます。

他に何かございませんか。木村委員、何か。

(木村委員)

23番です。令和3年、4年、5年と、介護支援専門員の法定外研修の方をずっとやってきましたけれども、今回、少し変えまして、青森県内のケアマネジメントの標準化事業という形の名称にさせていただいた事業提案をさせていただきました。

今日、お認めいただいた後、これは介護支援専門員が1人でケアマネジメントをやるのではなく、今日ご参加のそれぞれの職の専門職の皆さんと連携して、協働して、このケアマネジメントを進めていこうということで。元々、介護支援専門所の更新、法定研修を受けなければいけないんですけれども、そこから延長戦で法定外で研修をそれぞれの立場で受けれる形に組み立てたものですので、今後、いろんな団体の皆さんにまた講師派遣等、これから一緒にやりましょうということをお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(下田会長)

返事はいらぬですか。

今の木村委員の発言について、事務局何かございますか。

(事務局)

介護保険グループの深澤です。

4月から法定研修の方、カリキュラムが変わるということなんですけれども。法定外の研修の方でいろんな知識を補ってもらおうということで、全体の時間数は増えないという扱いにされていたところですので、引き続き法定外研修の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。



(下田会長)

他に何かございませんか。工藤委員、何かないですか。

長根委員、何かないですか。

なければ終わりますけれども。私の方から1つ、資料2-1にある②です、介護従事者の確保に関する事業ということでありますけれども。以前から行われている県の認証評価制度というのがあるんですけれども、これとの関連、これとの関係、あるいはこれの②についてはどういうふうに今までの制度とかなの違いとかあれば。何か問題があるのかどうかについてお知らせ願いたいのですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。認証評価制度というのは、今まで、平成28年度以来ずっとやってまいりました。職員、労働者、介護従事者の育成とか処遇といった観点から優れた一定の基準以上を満たしている事業所を県として認証させていただいて、学生さんとか求職者の方々の職場選びの参考にしていただくと。それによってミスマッチによって何か退職することになって、介護業界から退出してしまうとかいうことがないようにという思いで始めて、これまで運用してきた制度でありました。

現在、51の法人に認証を受けていただいている、そういう意味では活用していただいている、各養成校などでもいろいろと使っていただいているというふうには聞いておりますので、このように書いております。

一方、まだ生煮えというか議論中の話ではあるんですけれども、51なんです。一定数いるといえば言えますが、決して県内の法人数から考えると多いわけでもないという状況にありますし。実際に法人さんですとか学生さんとかから声を断片的にはありますが聞いておりますと、なかなかメリットを感じきれていないというお声も伺うところでもあります。

従って、現在、施策の検証としまして、今検討しておりますのが、一度この事業の認証制度の効果・成果というものを一回しっかり調査してみようと、それで分析してみようということを考えております。来年度、早々に取り掛かりたいなということで、今検討中でありませう。

その上で、そもそもこの制度を続けるかどうかというのも含めて、続けるとしてどういう形がいいんだろうかということ、一度抜本的にといいですか、仕切り直して考えてみたいなどは思っております。

例えば、県が認証するような、介護現場の当事者でもない県が認証するという形がいいのかどうかとか、あるいは指標が今、結構事業として心得るべきいろんな観点到幅広く及んでいる点があって、それが意味、ハードルを上げちゃっているんじゃないかという懸念もありますし。そういった様々な観点から今後の認証制度のあり方については来年度かけてしっかりと検討していきたいとは思っておりますが。

少なくとも来年度においては、認証制度というのは存続することになりますので、このよ

うに事業の中の②介護従事者の確保という中での認証制度が中心になるという記載に今のところなっているというしだいであります。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。こういう現状を今ご報告できて非常に良かったです。今後も皆さんのお知恵をお借りしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(下田会長)

どうもありがとうございます。

他に何かご質問、ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは議題の(2)については一応これで終わりますので、よろしくをお願いします。

それから続きまして報告事項として、令和6年度県の基本重点枠事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

報告事項として、令和6年度青森県基本計画 重点枠事業について簡単に説明させていただきます。資料3-1、つくる・つながる・つどいの場活性化事業についてです。

本事業は一部新規となっており、アウトプットの部分に記載のとおり、従来からつどいの場への参加促進支援やつどいの場の内容充実支援の取組を進めているところです。令和6年度は、新たに2地区をモデル地区として、老人クラブ等送迎の取組支援、県シニアeースポーツ大会開催、高齢者向けデジタルサポーター養成を実施します。

次に資料3-2、認知症地域見守り体制強化・支え合い推進事業です。本事業は令和6年度からの新規事業です。取組1の認知症地域見守り体制強化事業、取組2の認知症地域支え合い推進事業に取り組み、関係者間の連携構築・強化や地域の支え合いの強化を図ります。

次に資料3-3、介護生産性向上推進総合事業です。本事業は一部新規となっており、令和5年度から実施している取組1に加え、令和6年度から取組2の介護事業所に対する業務改善支援、取組3の介護テクノロジートライアル事業等を実施し、既存の介護ロボット・ICT補助金を含め、一体的な支援を展開し、より多くの介護現場における生産性向上の実現をめざします。

報告事項の説明は以上です。

(下田会長)

ありがとうございます。資料3-1の説明でございましたけれども、このことについて何かご意見があったらお願いいたします。

(木村委員)

介護支援専門員協会の木村です。

取組2のところなんです。(3)の口腔のことが記載されているわけですが、それから(4)が栄養改善のところなんです。この4月から後期高齢者医療制度が始まる、今回の計画の中にも入っていますけれど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのがあります、各市町村がハイリスクアプローチ、コンベンションアプローチをやっていくわけです。そのコンベンションの中に薬剤師・保健師、保健師じゃない場合は看護師、それから歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、これらの専門職が高齢者制度のこの仕組みでつどの場に普通に行けるようになるんですね。旅費も日当も、高齢者医療制度のお金で行くわけですね。

そうすると、これを屋上化される形ではなくて、そっちの事業でどんどん進めていった方が私はいいと思うんです。

ですので、県は県でこういう形でやっていくかもしれませんけれども、口腔と栄養のこういうところ、6か所となっていますけれども、モデルはいいと思うんですけれども、一体的事業と組み合わせてやっていかないとまずいと思います。

今年度、私はお手伝いをさせていただいていましたけれども、市町村の担当の理解がなかなか専門職が分かってないんじゃないかなというのがありますので、むしろそちらの方。

(1)にそれが入っているかもしれませんけれど、一体的実施の意味と、それから市町村の担当の方が十分理解してやっていただければいいのかなと思います。

それで、年度初めに決めてなくても、この間に研修会をやったんですけれども、4月スタートできなければ9月からでもいいので、という話で、フレキシブルに後期高齢者医療制度の後期・・・は受けるという形にしていますので、それでやってもらえればいいかなと思います。そうすると市町村の財政の負担も軽減されるし、しいては県の方の財政も軽減できるのかなと思いますので、そこをやってもらいたいかなと思いますので。よろしくお願いします。

(下田会長)

ただ今の木村委員のご意見ですが、事務局、何か。一体化という話もございますけれども。

(事務局)

高齢福祉保険課 国保・高齢者医療グループの池田でございます。

ご意見、ありがとうございます。木村委員のおっしゃるとおり、やっぱり一体的実施と一体的に進めていくべきものであるという認識には違いはないんですけれども。ただ、国の交付金が原資になっている、まあ特別調整交付金ですけども、それが最終的に市町村に行くわけですが。今のところ、市町村さんの方での使途というのが市町村さん自前の保健師さんの人件費もしくは事業費に充てられているという状況でございます。その同じ枠の中で、委託でもいいですよというような仕組みですので、結局、市町村さんからすると委託でやるべ

きか自前でやるべきかという二択になっていると。内容によっては、やっぱり委託の方がいいという場合もありますし、一方では自前でやっちゃった方がいいという場合もありますので、ケースバイケースかなと思っております。

あともう1つ、委員のおっしゃるとおり市町村のご担当者の方の知識不足ということはやっぱり否めないかなと思っておりまして、県の方でもここ3年、4年、オンデマンド方式ということで、ユーチューブの方に動画をあげる形の研修を実施してございます。その研修を、もう少し視聴率がよくてもいいのかなというところもございますので、そういうところで県が支援していけるところがあるのかなと認識してございます。

いずれにいたしましても、来年度からは全市町村において一体的取組が始まるということですので、これまでのような取組開始に向けた支援から取組充実に向けた支援ということで、軸足を移していきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

(下田会長)

ありがとうございます。

他に何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

それでは報告についてはこれで終わりますけれども。最後に、これまでの全体を通してご質問・ご意見があったらお願いしたいのですが。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

村上先生、何か介護・医療のことで、県の方に。

(村上委員)

今日は老健協から出させていただいています、村上でございます。いつもお世話になってございます。

いろいろ丁寧に、この資料1-1など、皆様随分頑張って書いていただきました。ありがとうございます。

ただ、前にも申し上げました、そしていろいろ現場でもございますし、今、池田さんの方からお話がありましたけれども、やり方で、書いてあるからいいだろうということではなく、書いたからこうなのだ、こうやらないとダメなんだということではなくて、お一人、お一人、一場面、一場面にやり方のテクニック及び必要度、あるいは前出た言葉があるんですね。ですから、そこを十分に皆さんと勉強しながら、連携を取りながらやっていきたい、お手伝いしていきたい、そう思っております。

昨日も、実は医療審議会があったんですけれども、そこでも、例えば他の委員から、老人保健施設は、あるいは特養は嘱託医師がいなければ次の嘱託医師、今、ご開業の先生方も随分年齢がいったから大変なんだという話が出ましたけれども。その時も、皆さんのお考えで、老人保健施設というのは、これは医者がいなければその時点で営業を止めないとダメなん

です。それから特養というのは嘱託並びにグループホームも同じですけれども、連絡が取れればいいわけなんです。そういう法律的なものもいろいろその現場、現場で分かっている方と分かっていない方とありますから、その辺を十分に連携を取りながらやっていただきたいし、また前回にもお話差し上げましたけれども、今、治療の方法、あるいは医療審議会でも話が出ました新興感染症、このあたりもコロナが出ればこのとおりなんかとてもやっつけられないし、大変なことになるわけなんです。ですから、そんなことも皆で力を併せながらご協力を差し上げていきたい、そういうふうに思っております。

下田先生、よろしくお願ひします。

(下田会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、本日の会議はこれで終了いたしますので、よろしくお願ひします。委員の皆様、ありがとうございます。

事務局にマイクをお返しします。

(司会)

下田会長、どうもありがとうございました。

最後に関口課長からご挨拶を申し上げます。

(関口課長)

皆様、本日もお忙しい中をお集まりいただき、また貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

また、これでもうこのすこやか自立プランが決定するという感じになりますけれども、この策定については、この年度、1年をかけて、今回で4回にわたってお集まりいただきでご審議を賜りました。本当に改めて、お忙しい中、ありがとうございました。

すこやかプランにせよ、先ほどの提案事業を含めた基金の事業にせよ、4月以降は新しい体制で実施していくということになります。次席のこともそうですが、引き続きこの会議を開催していくこととなりますので、委員の皆様方には引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また基金事業につきましては、来年度もまた募集がそのうちに始まりますので、是非、今までのものをよりパワーアップさせて、あるいは新しい新時代を象徴するような事業をご提案いただければ大変青森県も、福祉分野も盛り上がっていくんじゃないかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また当たり前のことではありますけれども、これは自戒を込めてという部分もあります。また、すこやか自立プランを当然作って終わりではなくて、それをしっかり目標を掲げている

ので、その目標の実現のためにしっかり行動に移していかなければなりません。その時には県として頑張るといのはもちろんでありますけれども、ここにいらっしゃる専門職の皆様等の各お立場からのご協力が絶対不可欠になってまいりますので、もうすぐ年度が変わっていきますけれども、引き続きどうぞご協力、あるいはご指導・ご鞭撻、よろしくお願い致します。

(司会)

これをもちまして令和5年度第4回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会を閉会いたします。委員の皆様には、今年度の協議会開催にあたりご協力いただき、誠にありがとうございました。令和6年度の協議会開催については、新年度になってから改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。